

(様式2)

東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）の管理業務に関する事業計画書

〔記載上の注意〕

- ※ 用紙はA4版縦、書式は自由とします。必要であれば図表の添付は可能です。
- ※ ページ数は適宜追加して差し支えありません。

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区。以下「日本海エリア」という。）の指定管理者を希望する理由

- 弊社の維持管理力・魅力アップへの経験値や、ノウハウの導入による整備・運営を通じて、施設を魅力的に再構築し、利用者増を実現したいため。
- 地域特性を活かしたエリア別活性化を目指す。それぞれ特色のある公園では色々な活用が検討できる。日本海エリアでは自然環境を活かした“キャンプ・サイクリング”自由なアイデアを提案。
- 観光・健康・地域振興との連携強化。ウォーキング・サイクル観光・スポーツといった健康増進プログラムと地域観光の統合を図り、周辺温泉地や燕趙園と連携した観光ルートづくりを推進する。
- 風光明媚な東郷湖羽合臨海エリアが再び脚光を浴び、賑わいを取り戻すと共に、人が集うことで交流と新たな消費を創り出す。
- 広域公園として、県民のレクリエーション活動の振興を図ることにより、県民の健康増進を図ることが狙い。

(2) 管理運営の方針

- 公の公園であるため、公平性を守り利用者の安全管理を徹底する。
 - パークビジョンを踏まえたキャンプ場、サイクリングロード等の施設や自然環境の特色を最大限活用する。
 - 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高め、公園の活性化及び利用の促進に努める。
 - 日本海エリアの施設整備維持管理に関する業務
1. 清掃・美化業務
 - ゴミ拾い、ゴミ箱の収集・清掃
 - トイレ清掃と消耗品補充
 - ベンチ・案内板・施設の拭き掃除や除塵
 - 落ち葉や草の除去
 2. 植栽管理
 - 芝生の刈り込み、草刈り
 - 樹木の剪定、伐採
 - 花壇の手入れ、植え替え
 - 害虫駆除や病気の対応
 3. 施設・設備の点検と修繕
 - 遊具、ベンチ、照明、フェンスなどの定期点検
 - 老朽化部分の修理や交換
 - 災害時の緊急対応（倒木、設備破損など）
 4. 安全管理
 - 危険箇所の点検と是正
 - 防犯カメラや照明の管理
 - ※防犯カメラ2台をR8.2月頃に設置。「宇野エリア」駐車場横の休憩所と新設の東屋に設置し、公園利用者全体の防犯・監視・記録を目的とする。
 - 不審者や不審物の発見・通報
 5. 利用者対応
 - クレーム対応や問い合わせへの返答
 - 利用者の誘導や混雑緩和対応

6. 季節イベントや地域活動支援

地元との連携イベントの企画・運営支援
季節ごとの装飾や催し物の準備
学校や地域団体との協働プログラム実施

7. 巡回・報告業務

毎日の巡回による異常確認
管理日誌や点検報告書の作成・提出
行政（自治体など）との連携・報告

■日本海エリア行為許可・占用許可、利用料金の徴収に関する業務

施設の使用申請受付、イベントや撮影などで施設使用を希望の方から申請を受け付け利用料を徴収。
条件に応じて減免処理、利用条件の設定と周知、使用可能時間、禁止事項などを利用者に伝える。

■施設利用促進に関する業務

SNS や地域メディアを活用した施設の魅力発信や、観光サイトや旅行会社との連携による情報拡散。
地元自治体や企業や団体と協力した共同事業を実施。例えば地産地消マルシェ、弊社の企画力・運営力を活かしたサービスの提供、利用者ニーズに応じた柔軟な運営（新サービス導入・宇野公園イベント）を行う。
公の施設として、誰もが平等に利用できるよう配慮。安全・快適な環境整備：施設の機能を最大限に発揮できるように、適切な維持管理を徹底。キャンプ場やサイクリングロードなどを活かし、自然とのふれあいを促進し、アウトドア体験を充実させる。地域との連携：湯梨浜町や地元団体と協力し、持続可能で魅力ある公園づくりを推進する。

■日本海エリアの管理運営に必要な業務

我々が運営することで管理・環境美化・ルール徹底を行い、地域が誇れる公園を目指す。
青少年育成団体に門を開き、活動を支援。県・周辺自治体、関連団体との密接な連携を図り、公園に親しみ愛着を深めてもらう仕組みを構築する。
パークビジョンをふまえ、鳥取県が掲げるサイクルツーリズムに積極的に取り組んでいる各町とも連携。
我々でしか作り出すことの出来ないプラン（片道ライド）を発表する。しまなみ海道のサイクルプランを応用し、下記内容の自主事業を行う。

- ・利用者が各町でレンタサイクルを利用。
- ・宇野エリアにて返却された自転車を回収し、各町へ返却する(有料事業)。
- ・レンタサイクル事業ではなく、回収のみを行う事業。

■社会的弱者への配慮など住民の平等な利用の確保

社会的弱者への配慮などの住民の平等な利用確保について以下を継続的に実施する。

1. バリアフリー駐車場

施設内では、バリアフリー駐車場を適切に管理する。
バリアフリーについて要望に合わせて適切に設置する。

2. 高齢者雇用湯梨浜町内での積極的な高齢者雇用を行う

清掃・植栽管理で2名雇用。

2 管理の基準

(1) 有料公園施設の考え方と設定内容

■有料公園の施設はなし

(2) 利用時間の考え方と設定内容

24時間一般利用可能

(3) 定休日の考え方と設定内容

- とっとり県民の日は休園日にならない
- 年末年始休暇12/28～1/3

(4) 受付・案内、利用許可業務の考え方と実施内容

ア 考え方と実施内容

■ 指定管理者は、利用者への応接、電話での問い合わせ、公園施設の利用申込等について、迅速かつ適切な対応を行う。

■ 行為許可・占用許可について

施設の使用申請受付、イベントや撮影などで施設使用を希望の方からの申請を受け付け使用料を徴収。申請は使用日の1週間前までの受付とする。

条件に応じて減免処理、利用条件の設定と周知、使用可能時間、禁止事項などを利用者に伝える。

自治体が定めた条例や要領に基づいて、指定管理者が責任を持って実施。公園の魅力向上や安全確保、住民サービスの向上を目的とした役割を果たす。

※費用は県設定の利用料と同様

■ 施設に寄せられた意見、苦情等に適切に対応するとともに、県に関わるものについては、県に報告を行う。

■ 都市公園条例の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、利用の許可を行う。管理上必要があると認めるときは、利用の許可に条件を付ける。

- ・ 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・ 有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する場合。

イ 利用者の苦情等の未然防止と対処方法

■ 現地、口頭でのクレーム要望に対して運営者として対応できることはその場にて対応。施設経年劣化に伴う故障などは県庁担当者と協議する。利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに、施設等を活用し、利用の促進に努める。また、社内だけに留めず県庁担当者にも共有する。

(5) 利用料金の考え方と設定内容

ア 利用料金の考え

サイクルツーリズムに積極的に取り組んでいる各町と連携し、利用者が各町でレンタルした自転車を回収・返却する事業。宇野エリアにて返却後の自転車を我々が各町へ返却する料金。

イ 現在設定されている利用料金について

(注) 利用料金の設定について下記の区分にこだわらず作成することも可能。その場合は、区分、単位、金額を示した資料を別途作成し添付すること。

○設備利用料金の設定内容

区分		単位	金額
宇野エリア	コインシャワー	1回	500円(税込)
長瀬エリア	特になし		

ウ 新たに利用料金設定するものについて

(注) 新たに利用料金を設定する場合のみ利用料金を徴収する項目及び料金表を記載すること。

■行為許可・占用許可の利用料(県設定の利用料と同様)。

2 行為許可・占用許可に係る利用料

区分		単位	使用料	
			金額	
			非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等
都市公園法第6条第1項又は第3項の許可	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日	3円	4円
都市公園条例第7条第1項又は第2項の許可	物品の販売その他の営業	1人につき1日	410円	
	集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日	4円	

■レンタサイクル回収事業

宇野エリアでのレンタサイクル回収、返却料金。

- ・1台につき3,000円(税込)
- ・年間50台の利用を想定(R8年度合計150,000円)

※様式2 補足資料 レンタサイクル回収事業参照

■コインシャワーの価格改定

(休憩所設置のシャワーのみ利用可能にする)

- ・1回500円(税込)に改定
- ・年間300人の利用を想定(R8年度合計150,000円)

■コインランドリーの設置(新設の東屋に設置)

- ・1回500円(税込)
- ・年間60人の利用を想定(R8年度合計30,000円)

(6) 利用料金の減免

■行為許可・占用許可の料金に対する減免は、鳥取県「都市公園減免事項」と同様の考え方による。

(7) 個人情報の保護への対応

個人情報等の取扱いに係る特記仕様書内容を、業務に関わる全ての職員に対し研修を実施し、特記事項を遵守する。政府広報オンライン【個人情報保護法上の安全管理措置】を視聴し厳守。指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項2号において準用する同条第1項の規定、個人情報保護委員会(国)から示されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」、「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」、個人情報保護条例を遵守。個人情報の適正な取扱いのために指定管理者が講ずべき措置を記した「個人情報等の取扱いに係る特記事項」及び当該講ずべき措置の具体的な水準等を明文化した「個人情報等の取扱いに係る特記仕様書」を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮する。日本海エリアの管理に関し知り得た情報を漏らすことなく、管理以外の目的に使用しない。

(8) 情報の公開への対応

- 個人情報保護法を厳守し、必要な対応を行う。

3 施設の管理・運営

(1) 地区別の管理運営の方針

日本海エリアの各地区の管理運営に関し、実施の考え方等を記載すること。なお、記載に当たっては、地区分類は自由とする。

地区名	管理運営の考え方及び実施内容
① 宇野地区	アウトドア活用拠点 有料化と有人管理で賑わいを創り出す サイクルステーション整備
② はわい長瀬地区	青少年育成団体支援型拠点 サイクルイベントの開催や拠点の整備

(2) 施設設備の維持管理業務の考え方と業務の実施内容

ア 業務実施の考え方

- 安全性の確保
 - ・遊具・芝生広場・舗装路面の定期点検と迅速な修繕
 - ・落枝・倒木・陥没など自然環境由来のリスクの監視
 - ・防犯・防災に対する巡回の徹底
 - ・施設や設備に異常を発見し、利用者の安全確保等のため応急措置や修繕等の必要がある場合には、速やかに必要な処置を講ずるとともに県、市町村への連絡をおこなう
- 利用者の快適性向上
 - ・便所・東屋等の衛生設備の清掃・保守
 - ・花壇・芝生・植栽の整備による景観の維持
 - ・四季折々の利用に配慮した設備管理
 - ・常駐常勤社員・非常勤社員（週末対応）体制を取ることで環境美化に努める
 - ・海面管理は業務外だが危険行動に対して注意喚起をおこなう
- 自然環境との調和と保全
 - ・樹木の育成維持と外来種の管理
 - ・生物多様性に配慮した緑地整備
 - ・雨水利用や環境負荷低減の設備活用
- 予防保全と長寿命化
 - ・遊具の摩耗部品交換など故障前の修繕対応
 - ・劣化部材の更新計画と費用の平準化
 - ・保全スケジュールの作成
- 利用者フィードバックの活用
 - ・利用者アンケート・クレームから設備改善ポイントを抽出
 - ・地域住民との情報共有
- 業務の透明性・報告性
 - ・点検報告書や修繕履歴、日報を管理し、必要に応じて県、市町村へ速やかに提出
 - ・管理業務の見える化による信頼性向上を図る
 - ・業務記録は指定管理終了後5年間保存する
 - ・業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守する

イ 業務の実施内容

次の表左欄に掲げる業務に関し、右欄に具体的な実施内容を記載すること。

(〔 〕内は、業務の最低基準を定めている仕様書の番号と一致する)

業 務	実 施 内 容
施設の清掃業務 ア 園地清掃 イ 便所清掃 ウ 廃棄物の処理 [4 (1) 清掃業務、(2) 清掃内容]	■公園内の建物内、園路、芝生及び便所等の清掃業務。その他現場の実情に応じ、美観又は建物の管理上、必要と認められる作業を行う ア 園地清掃 ・毎日の園内美化巡回の実施 ・2ヶ月ごとの複数人体制の大規模美化管理 ・拾い清掃や掃き清掃により園路や側溝、用水路、園地が常時きれいな状態となるよう努めるとともに、ゴミは分別を行った上、所定場所に集積し、散乱を防ぐ ・排水設備の機能が維持されるよう定期的に点検 ・清掃業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は厳重に管理を行う イ 便所清掃 ・10:00 から毎日の清掃業務 ・毎日 15:00 巡回の実施 ・作業中は利用者の利便性に十分配慮して行う ・衛生器具 (便器、手洗器等)、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を常時清潔な状態に保つとともに、詰まり等には速やかに対処する ・ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充する ・清掃業務に使用する清掃用具、洗剤等の資材やトイレットペーパー類の衛生消耗品等は、品質保証 (JIS マーク商品等) のあるものを用意する ウ 廃棄物の処理 ・廃棄物処理は日々の業務とし、収集した廃棄物は分別を行った上で公園内に集積し、業者と契約をして自社車両で持ち込みを行う
消防法の規定に基づく定期点検 [4 (3) 消防設備の保守]	■消火器の点検を専門業者により実施し、報告書を所轄の消防署に提出する業務。故障等が発生した場合は速やかに対処する ・点検の内容 ①外観・機能点検：年1回 ②総合点検 (外観・機能点検を含む)：年1回 ・消防用設備：消火器
施設内の犯罪等を防止する業務 [4 (4) 施設の警備]	■日本海エリア内の犯罪防止のための業務。適宜施設の巡回を行うほか、不審者を発見した場合等は、犯罪防止のための適切な対応をとる。 ・指定管理施設責任者ならびに携わる職員すべてが管理業務の遂行に必要な研修を実施 ・特に防犯対策、利用者の安全確保について十分な研修を行う ・防犯、防災に対する体制は施設の管理体制と同様
遊具の機能性や安全性を保つ業務 [4 (5) 遊具点検保守業務]	■目視等による日常点検並びに専門技術者による定期的な点検を行う業務。 ・定期点検を年1回実施。 ・設置されている遊具のうち現在使用可能なものはその

	状態を維持する。ただし、故障など遊具の使用に危険が生じる場合には速やかに使用禁止とし、修繕等の必要な措置を講じる。 ・撤去、改良等を行う場合は、県にあらかじめ協議し決定する
植樹樹木及び芝生広場等の維持管理を行う業務 〔4（6）植栽の管理〕	■日本海エリア内の植栽樹木及び芝生広場等の維持管理を行う業務。「植栽管理業務仕様書」内容に基づき業務を行う ① 芝生管理 <u>刈込み</u> 地被類の状態確認の上、適期に実施 5～10月 年2～3回 <u>除草</u> 人力除草・必要に応じ薬剤使用 通年適時 <u>目土かけ</u> 状況に応じて実施 春～秋 年1回 <u>施肥</u> 肥料量調整の上で実施 春・秋 年2回 <u>撒水</u> 生育状況に応じて対応 夏季中心 適時 ② 樹木管理 <u>剪定</u> 樹種特性に応じ適正に実施 冬・夏（樹種により調整）年2回 <u>施肥</u> 樹勢や土壌条件を踏まえ施肥 春・秋 有機質肥料中心 年2回 <u>樹木点検</u> 国交省の指針に準拠して実施 通年（巡回・診断） 必要に応じ伐採・治療 ③ 病虫害対策 ・巡回・目視・捕殺・剪定防除を原則とする ・農薬は最小限に抑え、法令遵守と地域住民への事前周知を徹底 ・被害状況に応じた薬剤選定と飛散防止対策 ④ 環境配慮とコスト低減の工夫 ・芝生・落葉等の堆肥化、剪定枝のチップ化による再利用 ・薬剤・肥料の使用量削減に向けた計画的施用 ⑤ 作業計画と報告体制 ・作業スケジュールと実施内容を県に定期的に確認、報告する ・樹木の伐採撤去や新植等、現状維持でない現地の改変等を伴う作業は都度協議の上実施 ⑥ 中長期の育成計画 ・日常の維持管理を行い、現在の植栽を維持する。
保安林における松くい虫防除（地上散布）業務 〔4（7）松くい虫防除（地上散布）業務〕	■日本海エリア内の保安林における、松くい虫防除（地上散布）業務。「松くい虫防除（地上散布）業務仕様書」に基づき行う。 ①適用範囲と対象区域 ・対象：東郷湖羽合臨海公園内の保安林 （はわい長瀬地区・宇野地区） ・散布面積：11ha（1回散布） ・散布区域：別紙 「東郷湖羽合臨海公園地区松くい虫

	防除業務（地上散布）位置図」に基づき、県担当者と協議のうえ確定 ②作業従事者と安全管理 ・地上散布に必要な知識・技術を習得した者のみ従事可能 ・施工前に技術講習・安全教育・訓練を実施 ・作業員の服装：ヘルメット、合羽、手袋、マスク等を着用し、皮膚露出を最小限にする ③使用薬剤と散布方法 ・使用薬剤：エコワン3フロアブル（チアクロプリド3%） - 希釈倍率 100 倍（原液 1：水 99） ・散布量：600L/ha ・散布機材 樹冠上部に到達可能な動力噴霧機 ④散布時の留意事項 ・散布は早朝を主体に実施（上昇気流が少ない時間帯） ・降雨時・風速 5m/s 以上では作業中止 ・散布当日の気象状況を記録 ・周辺の人・車両の安全確認を徹底 ・作業状況・薬剤量は写真記録 ⑤現場管理と環境配慮 ・公衆・交通・既設物への支障回避 ・危険物の保管・取扱は法令遵守 ・立入禁止措置（ロープ・標示板等） ・業務案内標示板の設置（業務名・期間・責任者等） ・野焼き禁止、火気管理の徹底 ⑥書類・報告体制 ・施工計画書、作業週報、気象記録、使用機械、業務状況写真の提出 ・自主検査（使用薬剤の種類・数量、散布状況の写真、購入伝票により確認） ⑦散布実施日と変更対応 ・散布日は県担当者の指示に従う ・天候等により変更が必要な場合は再指示を受けて実施
施設、設備及び備品を正常に保持し、適正な利用に供するための予防保全及び修繕等の業務〔4（8）施設の修繕〕	■施設、設備及び備品を正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、施設等の保全に努めるとともに、部品交換や施設等の補修修繕及び修繕情報を記録、保存する ①予防保全及び修繕等を行うもの ・日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換 ・利用者の安全確保、施設等の長寿命化・耐久性向上の観点から、予防保全（劣化又は損傷の未然防止）の計画を策定、適切に修繕を実施 ・発注 1 件当たり 50 万円未満の施設等の修繕（改良など原状復旧以外の方法による場合は、予め県に協議する） ・施設の現場状況等を勘案し、県が管理上必要と判断した修繕内容のうち、指定管理者へ指示するものの修繕 ②上記以外の修繕 上記以外の修繕については、指定管理者が修繕箇所を調査の上、県に報告を行い、対応を協議する。県が管理上修繕が必要と判断したものについて、県の負担により修繕を実施

	③修繕の記録管理 修繕情報の記録は、指定管理者において、修繕内容、写真等を整理の上、保管し、指定管理期間終了時に次期指定管理者に引継ぎを行う ※様式2 補足資料 修繕計画書を参照
利用者が快適に利用できる環境維持、施設及び設備の機能及び環境維持 〔4（9）その他の施設・設備〕	■日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換。

（3）外部委託の発注予定

指定期間中に予定する外部委託、工事請負の発注の予定を、わかる範囲内で記載すること。なお、原則として県内事業者が発注しなければならないが、納入・受注できる業者が県内にないなどの特段の事情により県外事業者が発注する必要があるときはその理由を記載すること。

ア 外部委託の考え方

専門性が必要な分野や、効率化が図れる業務については外部専門業者へ委託する。
指定管理者は全体統括責任を負いながら、業務の質とコストバランスを見て最適化を図る。

イ 外部委託の業務内容

次の表に外部委託する業務事項及びその業務内容を記載すること。

自動販売機等を外部委託する場合も記載すること。

業務事項	業務内容	期間	金額 (概算)	発注先	選定 方法	県外事業者が発注する必要がある場合はその理由
自動販売機納入事業者	公園内自動販売機	1年	0	県内	随意契約	
消火器設置事業者	消火器設置・管理	1年	200,000	県内	随意契約	
松くい虫防除	松くい虫防除 (地上散布)	1年	1,795,200	県内	随意契約	
遊具保全選任事業者	遊具の点検	1年	179,300	県内	随意契約	
清掃業務	清掃	1年	2,717,000	県内	随意契約	

※期間については随時契約を更新する。

※金額はR8年度分。

ウ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

事業開始の段階では予定していないが、弊社グループ会社では他の拠点で就労支援型企业への外注実績がある。今後検討し、関連性が高いようなら依頼も検討する。

[委託の記載の参考例：別紙でも可]

種別	内容	期間	金額 (概算)	発注先	選定 方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由

4 利用促進、サービス向上

(1) サービスの向上策ほか利用促進に向けた取組

公式サイトの立ち上げ、各種 SNS での発信業務／独自の LINE アカウントの作成を駆使して広域マーケットへ発信。外部ポータルサイトとの連携で海外のキャンプユーザーへの発信や地域産業とのリレーションで温泉施設や J A 施設などとも連携を図る。湯梨浜町ならびに湯梨浜町観光協会との強固なアライアンスを構築

なお、自主事業については、詳細を下記の【様式 a】に事業ごとに記載すること。

取組名等	取組の目的と概要
PRTIMES の活用	公園全体の認知度を飛躍的に高める為の戦略 鳥取県初の park-pfi や本格的 rvpark の紹介を R 7 年 3 月上旬に行う
サイクルイベント	鳥取県サイクルツーリズムと連携したイベントを毎年 5 月・9 月に開催を計画
インバウンド交流イベント	鳥取県に訪れている（暮らしている）alt（外国語指導助手）に声をかけて外国人交流イベントを開催計画
キッチンカーイベント	宇野エリアにキッチンカーを集め賑わい創出事業 春と秋の開催を計画
地産地消マルシェ	宇野エリアの賑わい創出事業 春と秋の開催を計画
星空観察会	星取県星空環境推進室と連携した取り組みを実施
トレッキング・ノルディックウォーク	長瀬公園を活用したトレッキング・ノルディックウォーキングを推奨する為の企画を作り出します

【様式 a】

自主事業実施計画

(1) 事業名：PRTIMES の活用
(2) 事業内容 報道機関向けの発表資料を広く配信するために、「PRTIMES」に配信を依頼。
(3) 事業実施の目的及び効果 PR TIMES は、プレスリリースを専門に扱う配信サービスで、同一のサービス会社としては国内シェア No. 1 をほこっているため、公園全体の認知度を飛躍的に高めることが出来る。
(4) 収支計画 様式 3-1、3-2 別紙参照 ア 収入見込 0 円 (内訳) イ 支出見込 100,000 円 (内訳) 広告掲載費 40,000 円 / 広告制作費 60,000 円

(1) 事業名：サイクルイベント
(2) 事業内容 うみなみサイクルロードを活用し、自社集客、自社コース案内でサイクルイベントを開催。
(3) 事業実施の目的及び効果 鳥取県庁観光戦略課と連携したサイクルツーリズムの推進。
(4) 収支計画 様式 3-1、3-2 別紙参照 ア 収入見込 20,000 円 (内訳) イベント参加料 2,000 円×10 名 イ 支出見込 80,000 円 (内訳) 集客チラシ等 30,000 円 / 保険料 20,000 円 / 人工 3 人 30,000 円

(1) 事業名：インバウンド交流イベント
(2) 事業内容 WeberBBQ グリルを活用したバーベキュー小規模交流会(9月連休に開催)。
(3) 事業実施の目的及び効果 BBQ イベントを主催することで公園利活用の認知度アップ。
(4) 収支計画 様式3-1、3-2別紙参照 ア 収入見込 20,000 円 (内訳) BBQ 参加費用 4,000 円×5 名 イ 支出見込 50,000 円 (内訳) イベント食材費 20,000 円 / 集客チラシ等 30,000 円

(1) 事業名：キッチンカーイベント
(2) 事業内容 宇野公園エリアにてキッチンカー複数台招聘し賑わいの創出(5月連休を検討)。
(3) 事業実施の目的及び効果 宇野公園エリアで開催、公園の賑わいの創出 地産地消マルシェと同時開催。
(4) 収支計画 様式3-1、3-2別紙参照 ア 収入見込 20,000 円 (内訳) キッチンカー出店料 4,000 円×5 台 イ 支出見込 50,000 円 (内訳) 集客チラシ等 30,000 円 / サポート人工 20,000 円

(1) 事業名：地産地消マルシェ
(2) 事業内容 宇野公園エリアで開催、地域特産品等も含めたマルシェの開催(年間1回程度)。
(3) 事業実施の目的及び効果 地域連携促進事業
(4) 収支計画 様式3-1、3-2別紙参照 ア 収入見込 0 円 (内訳) イ 支出見込 40,000 円 (内訳) 集客チラシ等 30,000 円 / 人工 10,000 円

(1) 事業名：星空観察会
(2) 事業内容 春、夏、秋、真冬の年間4回 新設する展望デッキを活用した星空観察会を開催。 (鳥取県星空ガイド講習受講者説明付き)
(3) 事業実施の目的及び効果 鳥取県は星取県を名乗り、令和7年度で9年目を迎える。過去弊社では各種の星空観察イベントを開催。星空デッキを新設し、四半期ごとに星空ガイドを招聘し説明付きイベントを開催することで、キャンプ場の利用者に限らず一般利用者にも魅力を感じて頂ける。
(4) 収支計画 様式3-1、3-2別紙参照 ア 収入見込 0 円 (内訳) イ 支出見込 0 円 (内訳)

(1) 事業名：トレッキング・ノルディックウォーク
(2) 事業内容 長瀬エリアを使い町民メインのノルディックウォークイベントの開催。
(3) 事業実施の目的及び効果 健康促進事業
(4) 収支計画 様式3-1、3-2別紙参照 ア 収入見込 20,000 円 (内訳) イベント参加料 500 円×40 名 イ 支出見込 20,000 円 (内訳) チラシ等作成 20,000 円

(注) 事業ごとに作成すること (注) 施設の設置目的にふさわしくないものは認めない。

(2) 新規施設及び設備設置

※計画のある場合は、必ず記載すること。

新設設備は設置なし		
イ 施設及び設備の内容		
ウ 設置の目的及び効果		
エ 費用		
(ア) 設置に係る費用	約	0円
(イ) 維持・管理に係る費用	約	0円/年間
(ウ) 原状回復に係る費用	約	0円

(注) 新規設置を計画する施設及び設備ごとに作成すること。

(3) 自動販売機の設置等の考え方と設置内容

ア 考え方
■アルコール類及びたばこは販売しない ■少年に有害な書籍、玩具等は販売しない ■ゲーム機類等は設置しない ■現在のラインナップから水・お茶・スポーツ飲料に切り替える。 ■長瀬エリアの自動販売機は青少年活動支援型に変更。(売上の一部が活動資金に充当される)
イ 設置内容
■4 台とも設置位置は同じだが、長瀬エリアは支援自販機に変更。

(4) 利用者等の要望の把握及び対応方針

利用者の意見、要望を管理の遂行に反映し、サービスの向上を図る ■指定管理者は利用者のニーズを把握し、サービスの向上、柔軟な発想による施設運営により、これまで以上の利用の促進に努める。
--

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

(1) 火災対策 ・消火器の定期点検と配置図の整備 ・火気使用厳禁の管理ルール徹底 ・落ち葉・枯れ枝の定期除去による延焼リスクの低減 ・巡回による不審火の早期発見
(2) 盗難・不審者対策

- ・夜間照明の整備と死角の解消
- ・地域住民・警察との情報共有（防犯パトロール等）
- ・貴重品管理への注意喚起
- (3) 災害（地震・風水害・津波等）対策
 - ・ハザードマップに基づく避難誘導計画の策定
 - ・避難場所・避難路の表示と案内板の整備
 - ・防災訓練の実施と地域との協働体制の構築
- (4) 訓練・教育
 - ・職員への防災・安全教育の実施
 - ・防災マニュアルの整備

(2) 緊急時の体制・対応

(1) 緊急時の対応

- ・対応マニュアルの作成・報告 災害や緊急事態に備え、避難誘導・安全確保・通報手順などを記載したマニュアルを作成し、事前に県へ報告
- ・医療機関との連携 急病やけがへの対応のため、近隣医療機関と連携体制を構築する
- ・緊急時は被害者・周囲の利用者・スタッフの安全を最優先で確保し、必要に応じてAED使用、止血、119番通報などの応急処置を行う
- ・また警察、消防、救急等関係機関への連絡と、必要に応じて県市町村の担当課への連絡を順次行う
- ・個人情報や被害者のプライバシー保護に留意して利用者への案内を行い、再発防止策の検討・報告書の提出を行う。必要に応じて、運営マニュアルを見直し、職員研修を実施する。
- ・以下のような事態では、日本海エリアの使用に関して県の指示に従う
 - ①地震・武力攻撃・感染症などにより閉場や避難施設としての使用が必要と県が判断した場合
 - ②避難施設としての指定を県が行う場合
 - ③鳥取県や湯梨浜町から避難施設としての指定に関する同意申し出があった場合
 - ④閉場の判断と実施 警戒情報や警報が発せられ、県が閉場の必要性を認めた場合は速やかに閉場

(2) 事故発生時の報告・公表

- ・原則速やかな公表
 - 指定管理施設・設備等に関する事故が発生した場合、個人情報保護や捜査上の要請など特別な事情がない限り、事故情報は迅速に公表する
 - 状況等により弊社で対応できない場合は、県の所管課へ相談をする
- ・非常時の連絡体制の整備
 - 上位者への連絡が困難な場合も含め、迅速な報告・公表ができる体制を構築
- ・疑義がある場合の対応
 - 指定管理者が対応に迷った場合は、速やかに所管課へ報告し指示を仰ぐ

(3) 保険の加入の考え方と加入内容

施設利用者の事故等に対応するための、次の補償内容以上の保険に加入する

ア 施設賠償責任

施設・設備の不備及び管理上のかしがあったことにより利用者に損害を与えた場合（人身事故や物損事故が発生した場合）に管理者が負担する賠償金を担保する

(ア) 補償内容

- ・対人賠償限度額 1名につき30,000,000円
- 1事故につき300,000,000円
- ・免責各々1事故につき1,000円以下

(イ) 上記保険については公園内すべての施設、区域を対象とする

6 管理経費

(1) 管理経費の効率化の考え方と収支計画

外部ノウハウを活用し、経費低減とサービス向上を同時に図ることが可能。地域・団体との協働でコンテンツを増やし、集客力・事業収益性を高めることで、補助金・指定料依存から脱却を目指す。管理・運営費の安定には利用者増加が不可欠。指定管理導入前後で施設利用・収支のモニタリングを徹底し、減少理由を分析する。

(2) 県委託料の額

総額及び年度内訳	提 示 額	県委託料上限額 (令和27年3月31日を 指定期間の終期とする場合)
総額	462,491,000円	462,491,000円
R7年度	5,484,000円	5,484,000円
R8年度	24,053,000円	24,053,000円
R9年度	24,053,000円	24,053,000円
R10年度	24,053,000円	24,053,000円
R11年度	24,053,000円	24,053,000円
R12年度	24,053,000円	24,053,000円
R13年度	24,053,000円	24,053,000円
R14年度	24,053,000円	24,053,000円
R15年度	24,053,000円	24,053,000円
R16年度	24,053,000円	24,053,000円
R17年度	24,053,000円	24,053,000円
R18年度	24,053,000円	24,053,000円
R19年度	24,053,000円	24,053,000円
R20年度	24,053,000円	24,053,000円
R21年度	24,053,000円	24,053,000円
R22年度	24,053,000円	24,053,000円
R23年度	24,053,000円	24,053,000円
R24年度	24,053,000円	24,053,000円
R25年度	24,053,000円	24,053,000円
R26年度	24,053,000円	24,053,000円

7 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

(注) 指揮命令系統がわかるもので、配置する職員数を()書で併記すること。

実施体制の考え方、管理責任者の人選についての考え方などを記載すること。

[組織図の記載の参考例：別紙でも可]



(2) 職員の職種等

職種（職名）	雇用関係	月勤務 日数	担当する業務内容	資格等	現在の施設職 員の継続雇用 の可否	人件費 (千円)
管理責任者	社員	10	全体の管理責任者			2,220
指定管理エ リア責任者	出向社員	20	指定管理公園エリア管 理(清掃及び植栽管理)			2,460
清掃植栽管理	契約社員	15	清掃及び植栽管理			1,500
清掃植栽管理	契約社員	15	清掃及び植栽管理			1,500
計						7,680

※人件費はR8年度分

(3) 日常の職員配置

[職員配置の記載の参考例：別紙でも可]

職 名	配置時間及び場所			
管理責任者		清掃・植栽管理 (10:00～14:00)	トイレ公園内巡回 (14:00～17:00)	
指定管理エ リア責任者	清掃・植栽管理 (9:00～12:00)	清掃・植栽管理 (12:00～16:00)		遊具点検 (16:00～17:00)
契約社員	清掃・植栽管理 (9:00～12:00)	清掃・植栽管理 (10:00～17:00)		

(4) 人材育成

- 管理責任者を1名専任
- AED講習を1名受講。
- 施設での突発的な出来事に対応するため、管理責任者または職員が1時間以内を目安に現場に到着できる体制を確保
- 利用者に対する接遇マニュアル作成をし、OJT研修を実施
- 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮し、利用者の要望に適切に応えられるものとする
- 日々の作業における労務日報と清掃・植栽管理は日報形式で管理

(5) 各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項

一部清掃業務と専門事業内容を除き、自社にて総合的に管理をおこないます
連携事業者とは協定を締結し、この協定により、業務の漏れや費用負担の不均衡を未然に防ぎます

(6) 障がい者又は高齢者の雇用計画

契約社員2名が65歳以上の高齢者であるが、今後も高齢者の直接雇用に努める

区分	職種（職名）	雇用関係	月勤務 日数	従事する業務内容	人数
障がい者					
	計				
高齢者	清掃植栽管理	契約社員	15	公園内の環境美化業務(トイレ含む)	1
	清掃植栽管理	契約社員	15	公園内の環境美化業務(トイレ含む)	1
	計				2

8 関係法令に係る監督行政機関からの行政指導等（行政指導、行政処分及び刑事罰）の状況及び対応状況
（募集の受付期間の最終日から起算して3年前の日までの間）

都市公園法、鳥取県都市公園条例、地方自治法、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、電気事業法、消防法、浄化槽法、個人情報保護に関する法律、鳥取県情報公開条例、鳥取県行政手続条例、その他施設の維持管理及び運営で関係のある法令
全てにおいて刑罰無し

9 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

（注）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、事業主は、一定の割合（法定雇用率）の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率2.5%が適用されており、常用労働者数40人以上の企業で、1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

〔申請書の提出時点において該当する項目に ☐ 点を付してください。〕

ア 常用労働者数40人以上の事業者であり、

☐ 法定雇用率を達成している。

（令和7年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。）

☐ 法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が40人未満の事業者であり、

☐ 障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）を雇用している。

（障がい者雇用を証明できる書類を添付すること。）

☒ 障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

（注）男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日男女第250号）により認定された事業所

〔申請書の提出時点において該当する項目に ☐ 点を付してください。〕

☐ 男女共同参画推進企業に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）

☐ 男女共同参画推進企業の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認定登録見込みである。（認証手続き中であることを証する書類を添付すること）

※手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認定を受けることが義務付けられます。

☒ 男女共同参画推進企業に認定されていない。

☐ その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。（認定証等の写しを添付すること。）

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

（注）鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）

鳥取県版環境管理システム審査登録要綱（平成19年7月9日施行）により、企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。なお、TEASⅠ種及びⅡ種規格については、鳥取県の認定する審査登録機関が、当該要綱に基づき審査登録を実施。

〔申請書の提出時点において該当する項目に ☐ 点を付してください。〕

ISO14001、TEASⅠ種又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

☐ 認証登録されている。（登録証等の写しを添付すること。）

☐ ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）Ⅰ種又はⅡ種規格の認証手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。（認証手続き中であることを証する書類を添付すること）

※手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認証を受けることが義務付けられます。

☒ 認証登録されていない。

☐ その他の環境配慮に関する類似規格の認証登録等を受けている。（登録証等の写しを添付すること。）

(4) あいサポート企業等の認定

(注) あいサポート企業等

あいサポート運動実施要綱（平成23年4月1日第201100000830号）により認定された企業又は団体
〔申請書の提出時点において該当する項目に ☒ 点を付してください〕

- ☐ あいサポート企業等に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）
- ☐ あいサポート企業等の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。（認証手続き中であることを証する書類を添付すること）
※認定手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認証を受けることが義務付けられます。
- ☒ あいサポート企業等に認定されていない。
- ☐ その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。
（認定証等の写しを添付すること。）

10 その他の計画等

(1) 管理業務の移行計画

下記の項目について速やかに移行計画を進める

■移行の背景と目的の確認

- ・現管理者から業務移管、引継ぎ
- ・施設運営の効率化とサービス向上、管理体制の強化と利用者満足度の向上という管理目的について、スタッフへの周知徹底を図る

■引継ぎ対象業務の整理、研修の実施

- ・施設運営、清掃・設備管理等について、現地確認のうえ各種マニュアルを作成
- ・管理日報フォーマット作成、
- ・施設運営、清掃、設備管理等について、担当スタッフの研修

■関係者との調整

- ・関係機関（県、市町村）との連携

■リスク管理と対応策の検討

- ・トラブル時の連絡体制の確認
- ・苦情対応についての研修、情報共有の徹底
- ・個人情報の取り扱い、業務上知り得た情報を第三者に漏らさないことについての徹底

■その他

- ・管理運営及び経理状況について帳簿類等を整理、県がこれらに関する報告や実地調査を求めた場合には、指定管理者として速やかに県の指示に従い対応すること

(2) 他の施設管理の実績

■わかさ氷ノ山キャンパーズヴィレッジ（指定管理）

■高原の宿氷太くん（指定管理）

■わかさ氷ノ山スキー場（指定管理）

※日吉津村海浜運動公園デザインビルド計画の構成メンバー（協力会社）にも名を連ね、この度、2025年6月27日に優先交渉権を獲得

(3) その他（特記すべき事項があれば記入してください。）

R6年度、東郷湖臨海公園（宇野エリア）においてRV PARK モニター実証実験を当社グループ企業が企画・計画、実施、報告を行った。

宇野エリアの可能性を誰よりも理解していると自負している。

様式2 補足資料 レンタサイクル回収事業

■レンタサイクル回収事業

宇野エリアでのレンタサイクル回収、返却料金。

- ・1台につき3,000円(税込)
- ・年間50台の利用を想定(R8年度合計150,000円)

算出根拠

モデルにしているのは尾道『しまなみ海道』での片道ワンウェイレンタルサイクルプラン。

旅行者やサイクリストにとってワンウェイは非常に便利で魅力的な選択肢。

以下がその主なメリット。

1. 体力や時間に合わせた柔軟な旅程が可能

鳥取県サイクルロードの全長は約150kmあり、往復するとかなりの距離になる。片道レンタルを利用すれば、自分の体力やスケジュールに合わせて無理なくサイクリングを楽しむことができる。

2. 帰路の手段を自由に選べる

片道サイクリング後は、電車などを利用して出発地に戻ることができる。

3. 乗り捨て可能なレンタサイクルターミナルの充実

我々が県内レンタサイクル事業者と契約を結ぶことで到着ターミナルを宇野公園につくることが出来る。借りた場所とは異なるターミナルで自転車を返却することができ、これにより片道サイクリングがより手軽に実現できる。

4. 初心者や観光重視の方にも最適

片道レンタルを利用することで、サイクリングの負担を軽減し、観光や食事、温泉など他のアクティビティに時間を割くことができる。例えば、片道サイクリング後に東郷温泉でリラックスするプランなどが人気。

鳥取県内サイクルターミナルは複数ありますが、

現状では片道サイクル回収拠点は御座いません。

県庁サイクルツーリズム担当者とも協議してプラン実行に繋げていきます

しまなみ海道ワンウェイプランは3300円（税込）のため、同額で検討します。

様式2 補足資料 修繕計画書

R8年度		R9年度	
内容	金額(円)	内容	金額(円)
各所シャッター錆防止修繕	130,000	各所シャッター錆防止修繕	130,000
トイレ照明不点灯修繕	50,000	トイレ照明不点灯修繕	50,000
水回り模修繕実施	50,000	水回り模修繕実施	50,000
公園内トイレ各所通年修繕	150,000	公園内トイレ各所通年修繕	150,000
施設サッシ等の通年修繕費	50,000	施設サッシ等の通年修繕費	50,000
その他調整費	70,000	その他調整費	70,000
合計	500,000	合計	500,000

R10年度		R11年度	
内容	金額(円)	内容	金額(円)
各所シャッター錆防止修繕	130,000	各所シャッター錆防止修繕	130,000
トイレ照明不点灯修繕	50,000	トイレ照明不点灯修繕	50,000
水回り模修繕実施	50,000	水回り模修繕実施	50,000
公園内トイレ各所通年修繕	150,000	公園内トイレ各所通年修繕	150,000
施設サッシ等の通年修繕費	50,000	施設サッシ等の通年修繕費	50,000
その他調整費	70,000	その他調整費	70,000
合計	500,000	合計	500,000

R12年度	
内容	金額(円)
各所シャッター錆防止修繕	130,000
トイレ照明不点灯修繕	50,000
水回り模修繕実施	50,000
公園内トイレ各所通年修繕	150,000
施設サッシ等の通年修繕費	50,000
その他調整費	70,000
合計	500,000